

令和3年・4年度 指名申請書（物品の製造・委託業務等）提出要領

北松北部環境組合が発注する物品の製造・委託業務等の指名競争入札に参加を希望される方は指名申請書の提出が必要です。

1. 受付期間

令和3年1月4日（月）から令和3年3月31日（水）まで【土・日・祝日を除く】
※ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、期間後でも受け付けることができます。

2. 受付場所及び問い合わせ先

〒859-4815
長崎県平戸市田平町下寺免1318番地
北松北部環境組合
電 話 0950-26-1300
FAX 0950-26-1301

3. 受付時間

土・日・祝日を除く
午前9時～午後5時（正午から午後1時までは除きます）

4. 提出方法

持参又は郵送（電子メールは不可とさせていただきます）
※申請書類及び添付書類の確認票と受理票と兼ねていますので、受理票の申請者の商号又は名称欄を記入して必ず提出して下さい。
※郵送で提出される場合は、受付票返送用として、切手を貼付した返信用封筒又は返信用ハガキを同封してください。
※提出部数は1部です。ファイル綴りは不要です。

5. 申請書の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

6. 様式

申請書類等は、北松北部環境組合ホームページからダウンロードして下さい。

7. 提出資格【下記の要件を全て満たす方】

- （1）平戸市税・松浦市税（平戸市・松浦市内に本店又は営業所を有する者のみ）、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- （2）登録取扱（営業）種目に関して、許可、認可、登録等を必要とする場合は、当該許可等を受けている者。
- （3）資格審査を受ける日の属する年の1月1日で創業又は当該法人を設立して

から1年を経過している者

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当しない者。〔※注1〕及び経営状態が著しく不健全であると認められない者〔※注2〕

〔※注1〕地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

〔※注2〕経営状態が著しく不健全であると認められないとは

- ・会社法の清算の開始又は破産法の破産手続開始の申し立てをしていないこと。

8. 申請書記入上の注意事項

- ① 申請者（本社・本店）欄には、本社・本店の所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、連絡先を記入のうえ、申請の代表者印を忘れずに押印して下さい。（代表者の欄の押印漏れが多く見受けられます。）また、申請人の出先については、本組合と直接取引しようとする支店、営業所等を記入してください。なお、商号又は名称及び代表者名には必ずフリガナをつけてください。
- ② 委任状欄は、本社・本店以外で契約や請求を行う場合に記入が必要です。委任

者欄は、本社・本店です。受任者欄には、本社・本店以外（委任先）の所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、連絡先等を記入して下さい。

③ 誓約書は、申請者欄に記入した本社・本店の所在地、商号又は名称、代表者職・氏名を記入のうえ、代表者印を押印しもれなく提出して下さい。

④ 営業概要書は、営業年数欄には操業開始から申請書提出までの年数を記入して下さい。（1年未満切り捨て）

契約実績一覧には、過去2年間で平戸市及び松浦市をはじめ他の地方公共団体・県・国（公社及び公団を含む）と契約がある場合、希望の営業種目に関して主なものを最大10件まで記入して下さい。

⑤ 主要取扱品目及びメーカー又は主要仕入れ先（及び代理店、特約店）欄は、該当する場合は、記入要領に沿って記入して下さい。（A様式・B様式を選択）

⑥ 登録希望営業種目欄は、希望される大分類の欄及び中分類の欄に記載された業種名・取扱品目等を参照し記入願います。（※設計・測量・コンサルは除く）

なお、該当する小分類がない場合は、「その他」に○をつけ、適宜営業種目の記入をお願いします。

製造メーカー（販売会社）より代理店、特約店として認められている場合、その証明書を必ず添付してください。（コピー可）

許認可を必要とする（受けている）業種にあつては、その名称を、末尾の許認可名称記入欄に略せず正確に記入のうえ、必ず営業許可書、登録書等の写しを添付してください。

9. 書類の綴り方

「申請書類確認票及び受理票」を頭に、上記8に記載した各書類の順に並べてクリップ等でまとめて提出して下さい。

10. 申請した内容に変更が生じた場合について

申請書が受理された後、内容に変更が生じた場合は、様式第8号の「北松北部環境組合入札指名申請書（物品の製造・委託業務等）変更届」に変更内容を記入し、必要な添付書類を添えて届出をお願いします。

変更に伴う添付書類については、下記を参考にして下さい。

- ① 本社・本店住所の変更・・・登記事項証明書の写し
- ② 本社・本店名の変更・・・ //
- ③ 代表者（法人）の変更・・・ //
- ④ 代表者（個人）の変更・・・代表者の身分（元）証明書の写し
- ⑤ 登録希望業種の変更・・・営業に必要な許認可証の写し

11. その他の注意事項

この要領に定めのない事項については、北松北部環境組合事務局までお尋ね下さい。